

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（教職員課）

### 一 趣旨

平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての報告を踏まえ、市町村立の中学校等の夜間学級の勤務に係る特殊勤務手当を新設するとともに、規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 夜間学級担当手当の新設
- (二) 兼務手当の支給対象の拡大
- (三) 義務教育学校設置に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成三十一年四月一日